

「再エネ100%電力調達」要件の解説

環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課

- ・P1 令和2年度第3次補正予算事業の概要等について
- ・P3 「再エネ100%電力調達」要件について
- ・P4 「再エネ100%電力調達」の対応場所について
- ・P5 需要家の「再エネ100%電力調達」の方法
- ・P9 【手法1】自家発電
- ・P11 【手法2】再エネ電力メニューの購入
- ・P11 【手法3】再エネ電力証書の購入
- ・P13 手法の組合せの例（【手法1】と【手法2】を組合せる場合）
- ・P14 手法の組合せの例（【手法1】と【手法3】を組合せる場合）
- ・P15 手法の組合せの例（【手法2】と【手法3】を組合せる場合）
- ・P16 手法の組合せの例（【手法1】、【手法2】、【手法3】を組合せる場合）
- ・P17 必要な添付書類一覧

- 令和2年度第3次補正予算では、
 - ・家庭や事業所等において「再エネ100%電力調達」すること等を要件として、
 - ・「電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車」を購入する
 - ・個人、**民間事業者（中小企業）** 及び**地方公共団体等**に補助を行う
- 「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」が盛り込まれました。
- 補助金の要件の1つである「再エネ100%電力調達」について、その概要や注意点などを解説するものです。
- 要件の1つであるモニタリング制度の概要については、以下の環境省HPを参照ください。
http://www.env.go.jp/air/post_70.html

「再エネ100%電力調達」要件について



- 「再エネ100%電力調達」要件とは、以下の手法1～3により、家庭等の使用電力を再エネ比率100%にしていただくことです。 **これらの手法を組み合わせることも可能**です。

【手法1】自家発電、【手法2】再エネ電力メニューの購入、【手法3】再エネ電力証書の購入

- 4年間はこの要件を維持していただく必要がありますが、途中、例えば、
 - ・手法1に加えて、手法2や手法3を新たに組み込んだり、
 - ・手法2のメニューを別の指定メニューに切り替えたりすることは可能です。
ただし、変更内容はモニタリング調査を通じて、報告いただきます。

★4年間のモニタリング調査へのご対応におすすめの再エネ調達手法

【手法1】や【手法3】単独での申請も可能ですが、再エネ100%での電力調達を維持いただくために、4年間のモニタリング調査において、電力消費量に対する再エネ発電量や証書購入量を確認し、不足分がある場合は追加で対応いただきます。予め【手法2】と組み合わせて【手法1】や【手法3】を申請いただくことで、毎年の発電量等の不足分について、追加で証書購入いただくなどの対応が不要となります。

※手法を組み合わせた場合は、補助金申請時とモニタリング調査において、いずれの手法の必要書類も提出いただくことになります。

「再エネ100%電力調達」の対応場所について



- 申請される車両の自動車車検証の住所にある、以下の電力が要件を満たしている必要があります。

【申請者が個人の方】

- ・戸建住宅にお住まいの方…戸建住宅で使用する電力
- ・集合住宅にお住まいの方…お住まいの部屋で使用する電力

【申請者が事業者や自治体等の方】

- ・営業所・事務所単位で使用する電力
- ※なお、事務所と住居が一体化しており、電力を2系統で分けている場合等においては、事務所において使用する電力が対象

需要家の「再エネ100%電力調達」の方法



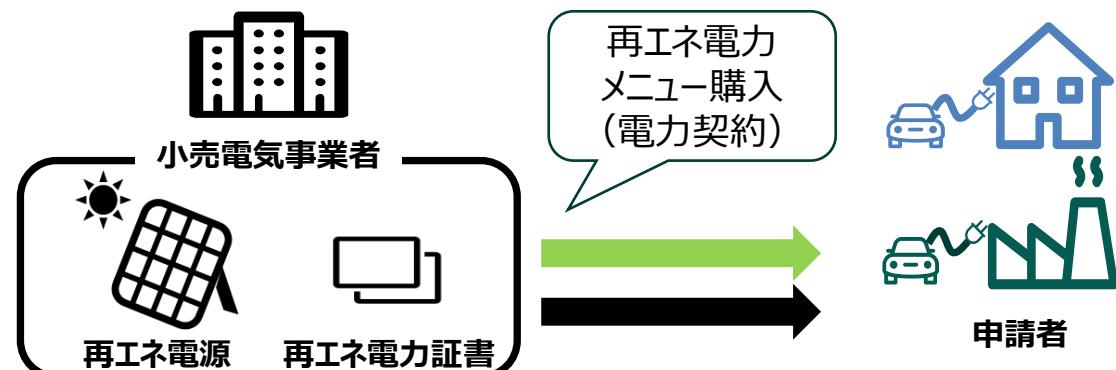
【手法1】 自家発電

再エネ電源を専用線等で接続し、直接的に再エネ電力を調達。



【手法2】おすすめ 再エネ電力メニューの購入

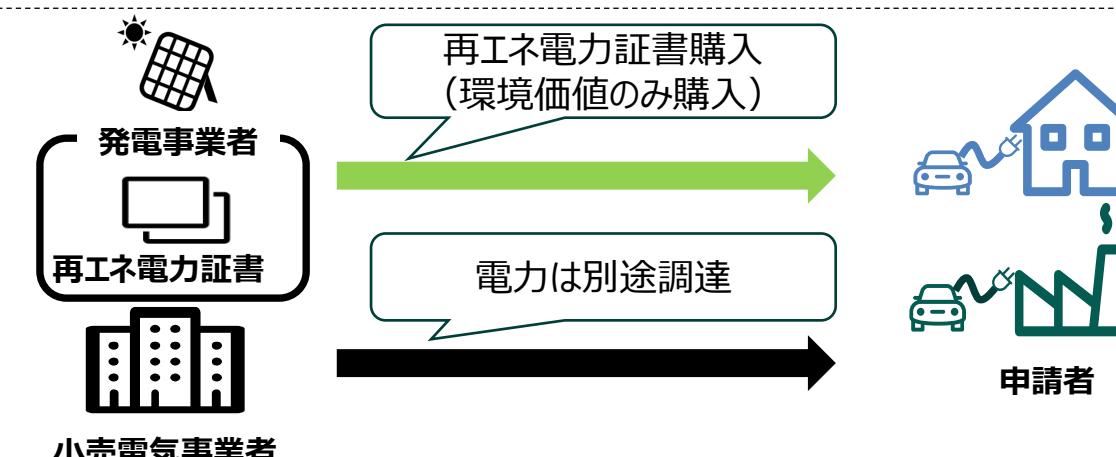
小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入。



【手法3】 再エネ電力証書の購入

環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入。（グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット※）

※J-クレジットの個人向け販売は停止中



上記手法1～3は組合せて調達することが可能です。

→ : 環境価値
→ : 電力

【概要】

- 敷地内又は敷地外に導入された再エネ電源を専用線等で接続し、発電電力が家屋等に供給されていることがわかるシステム等※を備えて直接的に再エネ電力を調達する手法で、自家消費電力量が、再エネ電力の調達量となります。 (※HEMS、BEMS、蓄電池等)
- 【手法 1】のみで対応する場合は、自家発電（自己託送や特定供給を含む）によって、当該家屋等の消費電力の全量をカバーする必要があることから、消費電力量がわかるHEMS/BEMS等のモニター機能や、必要な電力を任意のタイミングで充電、放電できる蓄電システムが必須となります。

そのため、【手法 1】のみで4年間再エネ100%電力調達を対応することは非常に負担も大きく、【手法 2】や【手法 3】との組合せが必要となることが多いと想定されます。

【手法 1 の判断方法】

- 再エネ電源により直接的に調達している量と、家屋や施設等の消費電力量を比較して、調達量が消費電力量を上回っているかを確認します（計算式(1)）。調達量には、**売電分は含みません**。

計算式(1) (①年間発電量) – (②年間売電量) \geq (③年間消費電力量)

※①、②、③の考え方は次ページをご参照下さい。

【手法1】自家発電

<計算式(1)で用いる①、②、③の考え方>

①年間発電量の考え方

- (A) 過去実績が12ヶ月分あり、発電量の実績が書類（次頁参照）で示せる場合は過去の実績値。
- (B) (A) で対応できない場合であって、メーカー等の12か月分の発電量シミュレーション結果がある場合は当該結果の値。
※数値を確認するため、シミュレーションに関する書類もあわせてご提出いただきます。
- (C) (A)、(B) で対応できない場合は、以下の式により算出した値。

(C) の算出方法： (発電設備の容量(kW)) × 8,760時間 × 設備利用率0.13 = 年間発電量(kWh)

※注意：発電電力量から売電電力量を引いたもの((①年間発電量)-(②年間売電量))は、発電電力量が直接当該家屋等に消費された分をメーター等で把握できればそれを使うこともできる。

②年間売電量の考え方

- (A) 過去実績が12ヶ月分あり、売電量の実績が書類（次頁参照）で示せる場合は過去の実績値。
- (B) (A) で対応できない場合、「直近1か月分の実績値×12(ヶ月)」をした1年間分の推計値。
※直近1か月の実績を確認するため、証拠書類もあわせてご提出いただきます。
- (C) 補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、予測発電量、予測消費電力量から予測した値。

③年間消費電力量の考え方

- (A) 過去実績が12ヶ月分あり、消費電力量の実績が書類（次頁参照）で示せる場合は過去の実績値。
- (B) (A) で対応できない場合、「直近1か月分の実績値×12(ヶ月)」をした1年間分年間分の推計値。
- (C) 補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、事業者等は、事業計画等に基づく電力量の値。
個人の場合は、「平成25年度家庭における電力消費量実測調査報告書」※にある値。

	戸建	集合住宅
北海道以外	4709kWh	3139kWh
北海道	4344kWh	2336kWh

※参考：
<https://www.env.go.jp/earth/report/h25-06/mat01.pdf>

【手法1】自家発電

【主な必要書類】

分類	書類名
計算式 (1) ①発電電力量 に関するもの	<p>①<u>再エネ電源の設置等が確認できる書類</u> … 再エネ電源の【設置場所の住所】、【容量】、【接続状況】がわかる書類 例：発電設備の納品書の写し、HEMS等の導入されているシステムがわかる書類</p> <p>②<u>再エネ電源の発電量が確認できる書類</u> 例：発電量を管理するシステムのwebページのハードコピー</p>
計算式 (1) ②売電量に関 するもの	<p>③ (再エネ発電電力を売電していない場合) <u>売電していない旨の誓約書</u></p> <p>④ (再エネ発電電力を売電している場合) <u>売電量が確認できる書類</u> 例：売電先事業者のwebページのハードコピー</p>
計算式 (1) ③消費電力量 に関するもの	<p>⑤<u>施設等の消費電力量が確認できる書類</u> … 【提供事業者】、【契約者名】、【消費電力量】、【供給している住所】、がわかる書類 例：小売電気事業者からの請求書、webページのハードコピー</p>
	<p>⑥ (自己託送等の場合) <u>小売電気事業者との契約を確認できる書類</u> … 【需給地点】、【需要場所】、【契約期間】が確認できる書類</p>
	<p>⑦系統から電力調達していない旨の誓約書 (非常時は除く) (手法1のみで対応する場合)</p>

※これら必要書類に加え、申請書において、4年間、再エネ100%電力調達を実施する旨の誓約いただきます。

【手法 1 を利用する際の注意点】

- 発電量、売電量を、必要な申請書類で正確に把握できる必要があります。なお、売電量については消費電力として計上することはできません。
- 再エネ電源の設置に係る費用は補助対象外です。
- 【手法 1】のみで対応する場合は、自家発電（自己託送や特定供給を含む）によって、当該家屋等の消費電力の全量をカバーする必要があることから、消費電力量がわかるHEMS/BEMS等のモニター機能や、必要な電力を任意のタイミングで充電、放電できる蓄電システムが必須となります。

そのため、【手法 1】のみで4年間再エネ100%電力調達を対応することは非常に負担も大きく、【手法 2】や【手法 3】との組合せが必要となることが多いと想定されます。（再掲）

- 補助金の申請時に、過去の実績値等を証明し【手法 1】で申請していたとしても、モニタリング調査を通じて毎年の実績等を確認した結果、消費量に対する再エネ調達量が不足していることがわかった場合は、不足した状態を解消するため【手法 2】や【手法 3】による追加の対応をいただきます。

【手法 2】再エネ電力メニューの購入



【概要】

- 小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入する方法です。
- 今回の補助金において「再エネ電力メニュー」は、環境省で審査が行われホームページに公表しているメニューである必要があります。なお、これら対象メニューは環境省HPで順次更新していく予定です。
環境省再エネ電力メニュー公表HP (<http://www.env.go.jp/air/100.html>)

【手法 2 の判断方法】

- 上記ページで公表されている再エネ電力メニューを契約し、必要な情報が添付書類からわかること。

【手法2】再エネ電力メニューの購入



【主な必要書類】

書類名

①当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類

…【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類

例：契約書の写し、検針票の写し、提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。

契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせ也可。

※これら必要書類に加え、申請書において、4年間、再エネ100%電力調達を実施する旨の誓約いただきます。

【手法2を利用する際の注意点】

- 供給している住所が、車両の自動車車検証の住所等と一致している必要があります。
- 小売電気事業者等と契約済である必要があります（申込書など申し込みの状態では申請できません。）
また、いつから契約しているかは問いませんので、既に契約している電力メニューが補助金の対象メニューである場合は、この事業のために新たに契約する必要はありません。
- 4年間の再エネ100%電力の継続途中、他の対象メニューに切り替えていただくことは可能です。ただし、モニタリング調査を通じて、報告いただきます。
- 取次店が提供するメニューのうち小売電気事業者が提供するメニューと同一の場合は、環境省の公表しているリストの「団体名」の欄に取次店の名前は掲載されていません。
ただし、取次店との契約書や約款のコピーで、環境省の公表しているメニューをその指定の小売電気事業者から取り次いでいることを証明いただければ、対象となり得ます。

【手法3】再エネ電力証書の購入

【概要】

- 再エネ電力から切り離された環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入する方法です。
- 再エネ電力証書には、「グリーン電力証書」と「再エネ電力由来J-Credit※」があります。
※J-Creditの個人向け販売は停止中のため、個人の場合はグリーン電力証書を活用ください。
- これらの証書は、発電事業者からだけでなく、小売電気事業者や仲介事業者から購入も可能です。
- なお、通常の業務で化石燃料由来の発電設備を使用し、電力が供給されている場合は、その電力分も【手法3】によって使用電力全体をオフセットする必要があります。（ただし、非常用の発電設備と認められる設備は除きます。）

【手法3の判断方法】

- 再エネ電力証書の購入量と、家屋や施設等の消費電力量を比較して、調達量が消費電力量を上回っているか確認します。

計算式 (2) (④再エネ電力証書購入量) \geq (⑤年間消費電力量) \times 4年分

④再エネ電力証書購入量の考え方

購入量は、②年間消費電力量の原則4年分以上を購入してください。

⑤年間消費電力量の考え方

(A) 過去実績が12ヶ月分あり、消費電力量の実績が書類（次頁参照）で示せる場合は過去の実績値。

(B) (A)で対応できない場合、「直近1ヶ月分の実績の実績値×12(ヶ月)」をした1年間分の推計値。

※直近1ヶ月の実績を確認するため、証拠書類もあわせてご提出いただきます。

(C) 補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、事業計画等に基づく電力量。

個人の場合は、「平成25年度家庭における電力消費量実測調査報告書」※にある値。

※参考：

<https://www.env.go.jp/earth/report/h25-06/mat01.pdf>

	戸建	集合住宅
北海道以外	4709kWh	3139kWh
北海道	4344kWh	2336kWh

【手法3】再エネ電力証書の購入

【主な必要書類】

分類	書類名
計算式 (2) ④証書購入量に関するもの	<p>①証書等の写し <グリーン電力証書の場合> グリーン電力証書の写し <J-クレジットの場合> 無効化通知書および再エネ電力量を記載した書類の写し</p> <p>②証書に係る情報を補足する書類 …【提供事業者】、【購入量】、【購入者名】、【購入者住所】がわかる書類 例：webページのハードコピー、メールなどを想定。 購入者名が一致できるなど、紐付けができるれば複数の書類を組み合わせてもよい。</p>
計算式 (2) ⑤消費量に関するもの	③施設等の消費電力量が確認できる書類 例：小売電気事業者からの請求書、webページのハードコピー

※これら必要書類に加え、申請書において、4年間、再エネ100%電力調達を実施する旨の誓約いただきます。

【手法3を利用する際の注意点】

- J-クレジットには複数種類があり、必ず再エネ電力由来J-クレジットを購入してください。
- グリーン電力証書とJ-クレジットを組み合わせて対応することもできます。
- 再エネ電力証書の購入ができる事業者のうち、リンクの掲載を了承いただけた事業者は、以下の環境省ホームページにて掲載しています。 (<http://www.env.go.jp/air/100.html>) ※ J-クレジットの個人向け販売は停止中のため、個人はグリーン電力証書を活用ください。
- 各証書の概要等につきましては、以下のホームページ等を御確認ください。
グリーン電力証書 (https://www.jqa.jp/service_list/environment/service/greenenergy/index.html)
J-クレジット制度 (<https://japancredit.go.jp/>)

【概要】

- 【手法2】再エネ電力メニューと、【手法1】自家発電を、組み合わせる方法です。

【判断方法の例】

- 【手法1】自家発電のみで常時、再エネ100%の電力調達ができないような場合について、【手法2】の再エネ電力メニューからの電気で再エネ100%比率を維持していると、とらえていきます。

【利用する際の注意点】

- 【手法1】の必要書類で自家発電量などを確認いたしますが、別途【手法2】再エネ電力メニューで調達する電力使用量などを計算いただく必要はございません。

【手法1】と【手法2】それぞれ必要な書類をご提出いただきます。

手法の組合せの例（【手法1】と【手法3】を組み合せる場合）

【概要】

- 【手法1】自家発電で家屋等の消費電力量と自家発電の調達量を比較した際の不足電力分を、証書で調達する方法です。

【判断方法】

- まず、【手法1】の自家発電で不足する電力量を確認するため、家屋等の消費電力量と、再エネ電源により直接的に調達している量を比較します。

計算式（3） $(③\text{年間消費電力量}) - \{ (①\text{年間発電量}) - (②\text{年間売電量}) \} \times = ⑥\text{年間不足電力量}$

※ 発電量、売電量、消費電力量の考え方は、【手法1】と同じです。

- 次に、⑥年間不足電力量について、【手法3】再エネ電力証書購入量で確認いたします。
不足電力量については、**原則4年分以上**購入いただきます。

計算式（4） $(④\text{再エネ電力証書購入量}) \geq (⑥\text{年間不足電力量}) \times 4\text{年分}$

※ 再エネ電力証書購入量の考え方は、【手法3】と同じです。

【手法1, 3を組み合わせる際に手法1を利用する際の注意点】

- 【手法1】、【手法3】の注意点と同じです。

【概要】

- 【手法2】再エネ電力メニューと、【手法3】再エネ電力証書を、組み合わせる方法です。

【判断方法の例】

- 【手法2】の再エネ電力メニューのみで再エネ100%電力調達要件を満たせないような場合について、【手法3】再エネ電力証書の購入により再エネ100%比率を維持していると、とらえていきます。

【利用する際の注意点】

- 【手法3】の必要書類で証書購入量などを確認いたしますが、別途【手法2】再エネ電力メニューで調達する電力使用量などを計算いただく必要はございません。

【手法3】と【手法2】それぞれ必要な書類をご提出いただきます。

【概要】

- 【手法2】再エネ電力メニューと、【手法1】自家発電、【手法3】再エネ電力証書を、組み合わせる方法です。

【判断方法の例】

- 【手法1】自家発電や【手法2】の再エネ電力メニューからの電気で再エネ100%電力調達要件を満たせないような場合について、【手法3】再エネ電力証書の購入により再エネ100%比率を維持していると、とらえていきます。

【利用する際の注意点】

- 【手法1】の必要書類で自家発電量等を、【手法3】の必要書類で証書購入量等をそれぞれ確認いたしますが、別途【手法2】再エネ電力メニューで調達する電力使用量などを計算いただく必要はございません。

【手法1】と【手法2】、【手法3】それぞれ必要な書類をご提出いただきます。

必要な添付書類一覧



組合せ	添付書類
手法1のみ	①再エネ電源の設置等が確認できる書類、②発電量が確認できる書類、③④誓約書or売電量が確認できる書類、 ⑤施設等の消費電力量が確認できる書類、⑥（自己託送等の場合）小売電気事業者との契約を確認できる書類 ⑦誓約書（電力調達していない）
手法2	⑧再エネ電力メニューの情報がわかる書類
手法3	⑨証書等の写し、⑩証書に係る情報を補足する書類、⑪施設等の消費電力量が確認できる書類
手法1・2	【手法1】 ①再エネ電源の設置等が確認できる書類、②発電量が確認できる書類、③④誓約書or売電量が確認できる書類、 ⑤施設等の消費電力量が確認できる書類、⑥（自己託送等の場合）小売電気事業者との契約を確認できる書類 【手法2】 ⑧再エネ電力メニューの情報がわかる書類
手法1・3	【手法1】 ①再エネ電源の設置等が確認できる書類、②発電量が確認できる書類、③④誓約書or売電量が確認できる書類、 ⑤施設等の消費電力量が確認できる書類、⑥（自己託送等の場合）小売電気事業者との契約を確認できる書類 【手法3】 ⑨証書等の写し、⑩証書に係る情報を補足する書類、⑪施設等の消費電力量が確認できる書類
手法2・3	【手法2】 ⑧再エネ電力メニューの情報がわかる書類 【手法3】 ⑨証書等の写し、⑩証書に係る情報を補足する書類、⑪施設等の消費電力量が確認できる書類
手法1・2・3	【手法1】 ①再エネ電源の設置等が確認できる書類、②発電量が確認できる書類、③④誓約書or売電量が確認できる書類、 ⑤施設等の消費電力量が確認できる書類、⑥（自己託送等の場合）小売電気事業者との契約を確認できる書類 【手法2】 ⑧再エネ電力メニューの情報がわかる書類、 【手法3】 ⑨証書等の写し、⑩証書に係る情報を補足する書類、⑪施設等の消費電力量が確認できる書類